

質 問 回 答

2017年4月24日

「(案件名)フィリピン国違法薬物使用者治療強化計画にかかる情報収集・確認調査」

(公示日:2017年4月12日/公示番号:170169)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	別添第2の4.の(2)対象地域について	マニラ近郊とダバオを対象として、マニラ近郊にリハビリセンターと-halfウェイハウスの建設、ダバオには-halfウェイハウスのみの建設と記載されていますが、各1施設、合計3施設の建設ということでしょうか。	マニラ近郊にリハビリセンターを1施設建設予定ですが、-halfウェイハウスの建設数は未定です。
2	別添第2の5.の(2)のフィリピンにおける違法薬物対策の現状と施策の収集と提言のとりまとめ	左記の提言は、日本政府が2017年夏までに策定を予定している「フィリピンへの中長期違法薬物対策支援計画」策定に活用すると指示されています。別添第3の1.業務工程計画によれば、現地調査は2017年8月から開始する計画となっておりますので、限られた期間で実施するものと想定しておりますが、左記の情報収集に関し、具体的な業務内容をご教示いただけますでしょうか。	別添第3の1.には現地調査は2017年6月中旬開始と記載しています。業務内容は主に以下を想定しています。フィリピン国内の薬物対策関係省庁へのヒアリング、リハビリセンターや-halfウェイハウス等での現場調査、既にフィリピン薬物対策の現状に関する情報収集や保健省担当部署へのヒアリングを行っている保健省アドバイザーへの聞き取り、現地の報道等からの情報収集。
3	別添第2の5.の報告書等成果品について	成果品は(エ)ではなく、(カ)ではないでしょうか。	成果品は(カ)と訂正させていただきます。
4	「コンサルタント等契約における見積作成ガイドライン」(2014年4月)P9	「一般管理費等率の上限に10%加算することを認める紛争影響国・地域」において、フィリピン・ミンダナオ地域が含まれておりますが、今回の調査対象地であるダバオは対象となりますでしょうか。	当該制度は戦闘特約の制度と異なり、地域や業務に鑑み応募へのインセンティブが必要と考えられる場

	表 7		合に、業務指示書にその旨明記するものです。本業務はこの制度の対象としていません。
5	その他	https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html 上記貴機構 HP において、災害補償保険(戦争特約)の対象国・地域(功労金制度における戦争特約対象国・地域(別表 A))において、フィリピン国ミンダナオ地域が含まれておりますが、今回の調査対象地であるダバオは含まれるでしょうか。	ミンダナオ地域の中でもその下に記載がある地域のみが対象であり、ダバオ市は対象外となります。
6	第 3 業務実施上の条件 1. 業務行程計画	現地調査におきまして、官団員の同行はないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では官団員の同行はない想定です。
7	第 2 業務の目的・内容に関する事項 5. 業務の内容 (3)その他	国内支援委員会での進捗報告及び関係省庁等連絡会議、ドナー会議、比政府関連会議の開催時期、各会議の期間、回数についてご教示願います。	国内支援委員会での進捗報告は半年に 1 回程度を想定しています。関係省庁等連絡会議は 2017 年 11 月までは月に 1 回程度、ドナー会議は半年に 1 回程度、比政府関連会議は月に 1 回程度の開催を想定しています。
8	第 2 業務の目的・内容に関する事項 5. 業務の内容 (3)その他	ASEAN 諸国との薬物治療に係わる国際会議の必要経費 700 万円は、見積書の「1 直接経費 (3)一般業務費 雑費」に計上すればよろしいでしょうか。	「1 直接経費 (3)一般業務費 雑費」への計上をお願い致します。

以上